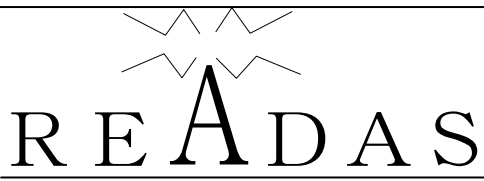


第 5376 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 12月 24日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 大工、左官、とび職等の所得区分

Q：私は今年、大工のいわゆる一人親方になりました。受取る報酬は、事業所得になるものと給与所得になるものがあると聞きました。どのようになっているのですか？

A：契約内容や事実関係から判断されます。

【解説】

事業所得とは、自己の計算において独立して行われる事業から生ずる所得をいいますので、請負契約に基づく業務等は事業所得に該当し、雇用契約等に基づく役務の提供の対価は、給与所得に該当します。

したがって、大工等が受取る報酬については、その報酬が請負契約等に基づくものなのか、雇用契約等に基づくものなのかによって判定することになりますが、契約によって判定できない場合には、次のような事項を総合勘案して判定することとされています。

- ①他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められるかどうか。
- ②報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束を受けるかどうか。
- ③作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督を受けるかどうか。
- ④まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払を請求できるかどうか。
- ⑤材料又は用具等（くぎ材等の軽微な材料や電動の手持ち工具程度の用具等を除く）を報酬の支払者から供与されているかどうか。

